

2017年秋季年末闘争・組織拡大
CIG・建設労働本部闘争連盟

2017年12月28日／第33号
〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL 011-711-7377
FAX 011-711-7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

岡内裁判が結審 判決は3月8日に 不当な上肢障害の不支給決定の取り消しを

12月27日、札幌地方裁判所で岡内優子さん（上肢障害）の「労災不支給決定取り消し訴訟」が結審しました。結審にむけて弁護団は「最終準備書面」を12月20日に提出し、岡内さんは上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事しており認定要件を満たしていることを具体的な業務内容と症状の経過を示して明らかにしました。判決は来年3月8日となります。

公正判決求める署名3,936人分を提出

結審弁論に先立って、札幌地裁での「公正判決を求める署名」3,936人分を提出しました。この署名には、道本部労災職業病部会をはじめ道内の各支部・分会がとりくみ、全国労災職業病部会の仲間や「いの健北海道センター」の各団体・個人からもたくさんの署名が寄せられました。

北海道建設アスベスト第2陣訴訟 原告本人尋問始まる

「北海道建設アスベスト第2陣訴訟」の原告本人尋問が始まりました。12月21日の第14回の期日では、はじめに原告弁護団事務局長の長野順一弁護士が、10月に相次いで企業責任を認めた判決が出ていることについて触れながら、国だけでなく建材メーカーの責任が認められるべきことについて意見陳述しました。その後、板金工・保温工として働いていた佐藤政美さん（函館支部）と、現場監督として建設現場で働いた原告団長の松岡義勝さんが、どのようにしてアスベスト粉じんにばく露したのか、発病し労災申請にいたる経過、現在の症状と苦しみなどについて述べました。佐藤さんは、痰がからんで声がかすれ、呼吸も苦しそうで、アスベスト被害の深刻さが見るだけで伝わるような様子でしたが、被告側代理人の質問に対し堂々と対応していました。松岡さんに対しては、国の代理人が「労災申請の際の陳述書にないことが、裁判で提出された陳述書に記載されている」ことについて何度も質問するなど、労災認定と損害賠償裁判の違いが分かっていない的外れなもので、原告側から異議を出す前に裁判長が何度も質問を変えるよう求めていました。

このあと来年2月8日、3月15日、5月24日、7月19日に原告本人尋問がおこなわれます。

北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

12月21日、第8回「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」が開かれました。この日は、今年度のパイロット事業（農産物輸送）の実施状況の報告と、パレットを利用した輸送の取組事例について士幌町農協から紹介されました。このとりくみについてはテレビ番組の「ガイアの夜明け」でも放送されたとのことです。